

市民意識調査にご協力ありがとうございました

市では、このほど各種計画の基礎資料としての市民意識調査を実施しました。多くの市民の皆さんのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

調査票は、現在集計・分析をすすめ、報告書としてまとめて、計画への反映とともに、行政サービスの向上にいかしていきます。

なお、調査票がお手元に残っていらっしゃる方は、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

企画課(☎内線1112) 子育て支援課(☎内線1511)

使い古しの家庭用食用油を回収します

12月13日(木)下記の集積所へお持ちください

廃油回収集積所は、田無地域となっておりますが、保谷地域の方もご利用ください。使い古しの家庭用食用油は回収され、新聞のインク、塗料などにリサイクルされます。

ペットボトルなどは、貴重な資源物ですので、家庭用食用油入れには使用しないでください。

当日、回収時刻に来た方には、家庭用食用油入れのポリタンクをお渡ししますので、氏名等を書いて次回以降使用してください。

回収時刻	使い古しの家庭用食用油の集積所
午前9時30分	田無町地区会館(田無町5~3)・芝久保児童館(芝久保町1~16)
午前10時	北原地区会館(北原1~6)・芝久保地区会館(芝久保町3~15)
午前10時30分	谷戸地区会館(谷戸町1~9)・芝久保公民館(芝久保町5~4)
午前11時	西原団地集積所(西原町3~7)・ゾンネンハイム(緑町1~8)・柳沢第一児童遊園(南町2~2)
午前11時30分	田無庁舎駐車場(南町5~6、体育館南側)

ごみ減量推進課(☎内線2221~2224)

芝久保浄水所での上下水道料金収納業務閉鎖のお知らせ

芝久保浄水所での上下水道料金収納業務は、平成14年3月31日限りで閉鎖になります。4月1日からは、水道部業務課料金係(保谷庁舎3階)または、金融機関等およびコンビニエンスストアをご利用ください。

水道部業務課(☎内線2521、2522)

消費生活相談Q&A 「新買戻契約のトラブルに」

Q 2年前、新聞をとってほしいと勧誘員が来た。すでに契約しているからと断ると、その後でいいからと言いい、景品の洗剤を押しつけ、「いらなかったらいつでもやめられる」と言った。

A 今年になって、新聞が入りだしたが、やめたいと思い販売店に電話したが、だめだと言われた。いつでもやめられると言ったのにやめられないのか。

A 有効に成立した契約は一方的にはやめられません。やめるには販売店との合意が必要です。いつでもやめられるという勧誘員の言葉が立証されればよいのですが、口約束では証拠になりません。

そこで、突然やってきた勧誘員に強引に契約を迫られ、仕方なく契約してしまったような場合のために、

本年6月から施行された特定商取引法(訪問販売法を改称)では消費者保護の規定を設けています。クーリング・オフという制度があり、契約書を受け取ったときから8日間、書面で通知すれば契約はなかったこととなります。

「いつでもやめられる」というセールス・トークで安心して、放っておくと解約できなくなります。必要でない場合は、期間内にクーリング・オフを通知しましょう。

1年、2年後といった先の契約は、その時の状況判断が難しいので、避けたほうが無難でしょう。

日常生活で疑問に思うことがありましたら相談室へご相談ください。

消費生活相談室(☎25・4040)
田無庁舎2階生活文化課内消費生活相談室(☎内線1431)

「公共施設予約管理システム」準備中!

「ロビー端末やインターネット・電話で施設の予約などが可能に」

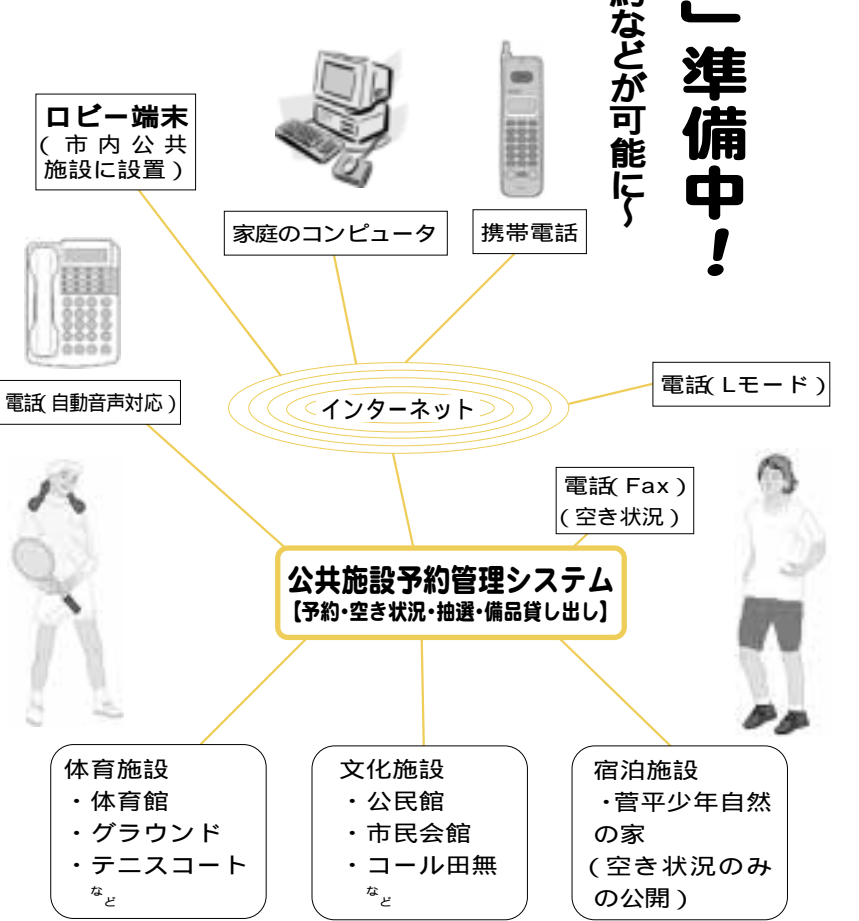
市では、新市建設計画の方針に従い、市民の皆さんの公共施設利用の際の利便性の向上を図るため、「公共施設予約管理システム」を導入することを決め、来年5月のサービス開始を目指し、現在、準備作業を進めています。

この「公共施設予約管理システム」の導入により、市の体育施設(体育館やテニスコート等)や文化施設(公民館や市民会館等)などの利用の際は、市内数か所の公共施設に設置されるロビー端末やご家庭からインターネット・電話等を通じて簡単に抽選申込や予約、空き状況の照会が行えるようになります。

なお、システム導入に当たり、来年の2月に各施設利用者・利用団体を対象に、事前説明会を予定しています。

説明会の詳しい日程やシステムの概要等については、平成14年1月15日号の市報でお知らせする予定です。

情報推進課(☎内線1166)



「ご協力をお願いします」

下水道に紙おむつやビニールを流さないで

最近、汚水の中継ポンプにビニールやぼろ布・紙などが巻きついて、故障するケースが増えています。これを直すために多額の経費が必要になっていきます。

ご存知のように、汚水として流せるものは、トイレの水・風呂や台所の雑排水だけで、水に溶けない紙おむつやティッシュペーパー、布・ビニール等を流すことはできません。このように下水道施設に影響を及ぼすようなものを流し、機能が障害された場合、復旧するための費用を負担していただく場合があります。

下水道には、汚水と雑排水以外のものを流さないよう、ご協力をお願いします。

下水道課(☎内線2486)

事業所のごみは自己処理を

小売店、飲食業、事務所、遊技場、工場など事業所から出されるごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。事業所のごみは、法律等により事業者自らの責任において適正にごみを処理しなければなりません。また、ごみを処理する場合は、収集運搬許可業者に委託するか、許可を受けた処理施設に事業者自ら持っていかなくてはなりません。

まだ自己処理をされていない事業所は早急に対応をお願いします。

なお、「一般家庭の「ごみ集積所」に出された「事業系一般廃棄物」は、市では、収集を行いません。

詳しくは、お問い合わせください。

ごみ減量推進課(☎内線2221、2224)